

「日野川流域憲章情報連絡会」設置運用

第 1 条 (名 称)

本会は、「日野川流域憲章情報連絡会」(以下、「連絡会」という。)と称する。

第 2 条 (目 的)

平成20年8月23日に制定された「日野川流域憲章」を一つの共通認識として、日野川流域団体間の情報共有とネットワーク化、流域住民の意識高揚を図り、多くの人の協力と参加により、日野川流域における連携と発展を図ることを目的とする。

第 3 条 (内 容)

前条の目的を達成するため、当面の間、連絡会の各団体(個人を含む)に対して次に掲げる事項に関する調査実施及び情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、流域住民等に日野川流域憲章の理念及び関連活動等を情報発信するものとする。

- (1) 前年度の流域憲章関連活動等の実施状況調査等
- (2) 当年度の流域憲章関連活動の予定調査等
- (3) 事務局は、年度替わりの早い段階で、上記(1)、(2)の調査及び取りまとめを行い、その結果を連絡会の各団体(個人を含む)に情報提供するとともに、流域住民等にホームページ等を活用して情報発信するものとする。

第 4 条 (連絡会)

- (1) 連絡会は、日野川流域憲章に賛同する別表-1に掲げる団体(個人を含む)をもって組織するものとする。
- (2) なお、別表-1以外の団体(個人を含む)から連絡会への新規参加の申し込みがあった場合は、事務局の判断により決定するものとする。
- (3) 会議等の開催が必要になった場合は、事務局が会議を招集するものとする。

第 5 条 (事務局)

連絡会の事務局は、国土交通省日野川河川事務所が担当するものとする。

第 6 条 (雑 則)

この設置運用に定めるもののほか、運営上追加が必要となった事項等は、別途協議のうえ定めるものとする。

附 則

この設置運用は、平成21年 8月10日より適用する。

日野川流域憲章賛同団体 名簿

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	仲田 和男 〈(元)西部総合事務所県土整備局長〉	20	(社) 中国建設弘済会
2	田中 通雄 〈(元)米子市水道局長〉	21	日野川の源流と流域を守る会
3	王子製紙(株) 米子工場	22	米子市
4	サントリープロダクツ(株) 天然水奥大山ブナの森工場	23	境港市
5	新田 ひとみ (グリーンコープ生活協同組合とっとり)	24	日吉津村
6	DOスポーツ	25	大山町
7	米子カヌークラブ	26	南部町
8	細木 佳織 (シンガーソングライター)	27	伯耆町
9	米子市尚徳公民館	28	日南町
10	米川土地改良区	29	日野町
11	箕蚊屋土地改良区	30	江府町
12	西部土地改良区	31	米子市水道局
13	日野川水系漁業協同組合	32	鳥取県西部総合事務所
14	鳥取日野森林組合	33	鳥取県日野総合事務所
15	大山・中海エコツアーリズム協議会	34	鳥取県企業局西部事務所
16	大山・日野川・中海学協会	35	国土交通省日野川河川事務所
17	(社) 鳥取県測量設計業協会 西部支部	36	(株) 中海テレビ放送
18	一般社団法人 鳥取県日野建設業協会	37	小村 満 〈(元)米子市下水道部長〉
19	(社) 鳥取県建設業協会 西部支部		

日野川流域憲章

【前文】

私たちは悠久の時の流れの中で、多くの恵みをもたらしてくれた日野川、その流域のすばらしい自然・環境を守り、日野川の清流化に向けて活動します。

日野川はたくさんの動植物の生命を育み、たくさんの人たちの生活も支えています。

また、日野川流域には伝統ある生活文化・芸術が育まれています。

私たちは日野川の歴史・自然を学び、よく理解して、より豊かできれいな日野川の流れを後世に残すために、みんなで力をあわせて活動します。

そのために、ここに「日野川流域憲章」をつくり、多くの人たちの参加・協力をよびかけます。

【日野川流域憲章の理念】

- 日野川流域の自然・環境を守り、川と私たちとのすばらしい共存に努めます。
- 日野川のきれいで豊かな流れが、いつまでも続くように美しい緑の森を守り、育てるように努めます。
- 日野川流域の交流・連携をすすめます。
- 日野川流域の歴史・生活文化を学び、その知識を次世代に引き継ぐように努めます。
- 日野川流域に培われてきた、さまざまな価値ある魅力を大切にして、継続的な地域の発展に努めます。
- 日野川流域を愛する人たちの輪が広がるように努めます。



平成20年8月23日
日野川流域憲章制定実行委員会